

令和3年12月27日 招集

12月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会

令和3年12月定例総会議事録

1 開催日時 令和3年12月27日(月)午後2時00分から

2 開催場所 巻地区公民館 3階 小ホール

3 出席農業委員 (17人)

1番 武田 要一郎	2番 小林 喜一郎	3番 間宮 一
4番 草野 伸一	5番 長谷川 浩成	6番 広川 浩
9番 棚邊 友衛	10番 堀内 多計司	11番 大島 伸吾
12番 阿部 マサ子	13番 笠原 和仁	14番 増井 勝
15番 小野塚 彦榮	16番 田邊 重夫	17番 槇田 士農夫
18番 吉田 浩	19番 田中 一男	

4 欠席農業委員

7番 清水 和子 8番 土田 正志

5 出席農地利用最適化推進委員 (14人)

2番 伊藤 勇	3番 大岩 稔	4番 大岩 稔
5番 鈴木 隆	6番 青柳 一	8番 尾張部 満
11番 中野 文和	14番 本間 真由美	16番 赤川 勢一
17番 小林 克巳	20番 金永 誉志広	24番 岡村 直樹
25番 高橋 忠雄	27番 長谷川 一利	

6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭
農地係長 宮川 一也

事務局次長 佐々木 徹
農政振興係長 佐藤 政道

7 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事（農地部会所掌）

議案第49号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加 議案第51号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 買受適格証明交付済案件に対する農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

議案第50号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

(3) その他

(4) 閉 会

8 会議の概要

開会時間：午後2時00分

事務局長	定刻になりましたので、これより12月定例総会を開会します。 開会にあたり間宮会長よりごあいさつをお願いします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	ありがとうございました。なお、本日、7番、清水和子委員、8番、土田正志委員が欠席となっておりますが、会議は成立しています。併せて、14名の農地利用最適化推進委員の皆さんが出席しておりますことを報告します。 それでは会議規則第5条の規定により、間宮会長より議長をお願いします。
議長（会長）	それでは、議事日程に従って議事を進めます。 はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。 議事録署名委員については、議長である私に一任いただけますでしょうか。
	（異議なし）
議長（会長）	皆さんから異議がありませんので、11番、大島伸吾委員、12番、阿部マサ子委員を指名します。 引き続き、日程第2の議事に入ります。最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代します。
	<間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ>
議長（農地部会長）	農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。 議案第49号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第51号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、以上2件を一括して、事務局より説明をお願いします。
事務局（農地係長）	議案第49号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、説明します。 1号案件は、岩室地区において、現在、設備工事の請負会社を運営している転用事業者は、現在の事業所敷地が市街化区域内にあり、手狭で拡張敷地を求めようにも困難な状態となっております。この度、その解消を行うため、転用事業者が自ら申請地を買い受け、事業用車両の駐車場及び資材置場の造成を行い、経営する会社に貸し付ける計画です。 2号案件は、西川地区において、現在、西区に本社があり、おもに天然ガスの採取・販売を行う法人である転用事業者が、昭和55年に升岡地区に建設した採取基地の拡張を図ることを目的とし、隣接地である申請地を賃借権の設定により借り受け、3年間の一時転用申請を行い、増設施設の整備を行う計画です。

	<p>3号案件は、潟東地区において、2号案件と同一の転用事業者が、昭和55年に曾根地区に建設した採取基地の拡張を図ることを目的とし、隣接地である申請地を賃借権の設定により借り受け、3年間の一時転用申請を行い、増設施設の整備を行う計画です。</p> <p>これらの転用案件については、立地基準、一般基準からなる転用許可基準に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しています。</p> <p>いずれも、調査委員会に付託されている案件です。</p> <p>続きまして、議案第51号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について説明します。</p> <p>1号及び2号案件は、潟東地区において、申請者双方が、今後の耕作の利便性を考え申請地の交換を行うものです。</p> <p>3号案件は、中之口地区において、譲渡人が高齢で耕作不便となっている申請地を隣地耕作者である譲受人へ贈与するものです。</p> <p>4号から8号案件は、巻地区において、いずれも、譲受人が申請地を買い受け、規模拡大を図るものです。</p> <p>以上の申請案件については、地区担当委員が現地確認済みであり、農地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>引き続き、調査委員会の結果について、調査委員長より報告をお願いします。</p>
12番（阿部マサ子委員）	<p>それでは、去る22日、区役所302会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。</p> <p>出席委員は6名で、調査委員長は、わたくし阿部マサ子が務めました。</p> <p>聴取案件は、農地法第5条許可申請案件3件でありました。</p> <p>別添の調査委員長報告書をご覧ください。ここに記載のとおり、申請案件について、申請人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>また、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてですが、事前に地区担当委員より現地調査を行っていただき、調査委員会に付託する案件はありませんでしたが、提出いただきました現地調査確認調書に基づき審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。以上で報告を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。</p> <p>ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。</p> <p>議案第49号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、採決します。</p> <p>提案のとおり許可することに異議はありませんか。</p>

	(異議なし)
議長 (農地部会長)	皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。 続きまして、議案第51号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についての採決に移りますが、委員に関する案件がありますので先議します。3号案件については、関係委員16番委員の退席をお願いします。
	<関係委員 16番 田邊重夫委員 退席>
議長 (農地部会長)	それでは、3号案件について採決します。 提案のとおり許可相当とすることに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長 (農地部会長)	皆さんから異議がありませんので、許可相当とすることに決定します。 関係委員の入場を許します。
	<関係委員 16番 田邊重夫委員 入場>
議長 (農地部会長)	それでは審議を続けます。以上で委員に関する案件は終わりました。 続きまして、委員に関する案件以外について採決します。 提案のとおり許可相当とすることに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長 (農地部会長)	皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答します。 続きまして、報告事項に移ります。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、買受適格証明交付済案件に対する農地法第5条第1項第7号の規定による届出に関する受理について、農地法第5条転用届出に関する受理について、以上5件を一括して、事務局より報告をお願いします。
事務局 (農地係長)	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告します。 岩室地区です。1号から21号の21件、117筆、106,560㎡が、この度の解約地となっています。 続きまして、西川地区です。22号から28号の7件、52筆、43,107㎡が、この度の解約地となっています。 続きまして、潟東地区です。29号から35号の7件、13筆、9,896㎡が、この度の解約地となっています。 続きまして、中之口地区です。36号から37号の2件、4筆、15,194㎡が、この度の解約地となっています。

	<p>最後に、巻地区です。38号から80号の43件、353筆、332,568㎡が、この度の解約地となっています。</p> <p>続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて、9件の届出があり、受理しましたので報告します。なお、当委員会への利用権設定等の斡旋希望はありませんでした。</p> <p>続きまして、農地の転用事実に関する照会書について、報告します。1号、2号、3号及び4号については、新潟地方方法務局から地目認定の照会があり、非農地として回答しましたので報告します。</p> <p>続きまして、買受適格証明書交付済案件に対する農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、報告します。1号は、巻地区において、先の転用届出により交付を行った買受適格証明書をもって、新潟地方裁判所が実施した競売に参加し、落札した者より、農地法第5条転用届出がなされ、受理しましたので報告します。</p> <p>続きまして、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告します。1号は、西川地区において、個人住宅建築敷地として転用の届出がありました。2号、3号及び4号は、巻地区において、いずれも、個人住宅建築敷地として転用の届出がありました。以上4件につきまして、いずれも、受理しましたので報告します。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>ただいまの報告にご質問はありませんか。</p>
	(質問なし)
議長（農地部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。</p> <p>以上で農地部会所掌の議事は終了しました。</p> <p>議長を吉田農政振興部会長と交代します。</p>
	<増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ>
議長（農政振興部会長）	<p>農政振興部会の所掌に関する議案について、議事を進めます。</p> <p>議案第50号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>議案第50号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、はじめに2-1、一般案件について説明します。</p> <p>利用権設定の契約期間3年は、西川地区、1件、田、1,829㎡、潟東地区、2件、田、57,515㎡、合計、3件で、田の計59,344㎡です。</p> <p>契約期間6年は、岩室地区、2件、田、18,150㎡、潟東地区、1件、田、2,913</p>

	<p>m²、巻地区、1件、田、29,339 m²、合計、4件で、田の計50,402 m²です。</p> <p>契約期間10年は、岩室地区、1件、田、1,034 m²、西川地区、1件、田、1,048 m²、潟東地区、6件、田、36,513 m²、巻地区、1件、田、3,197 m²、合計、9件で、田の計41,792 m²です。以上、新規の合計は16件、田の計、151,538 m²です。</p> <p>次に所有権移転です。今月は、交換はありませんでした。</p> <p>売買は、岩室地区、2件、田、15,610 m²、畑、1,909 m²、計、17,519 m²、西川地区、1件、田、18,837 m²、潟東地区、4件、田、12,611 m²、畑、373 m²、計、12,984 m²、中之口地区、4件、田、15,678 m²、畑、2,833 m²、計 18,511 m²、巻地区、1件、田、8,100 m²、合計、12件で、田畑の計、75,951 m²です。</p> <p>続きまして、利用権設定の更新分です。</p> <p>利用権設定の契約期間3年は、岩室地区、5件、田、13,969 m²、畑、1,796 m²、計、15,765 m²、潟東地区、6件、田、37,369 m²、畑、218 m²、計、37,587 m²、中之口地区、1件、田、1,982 m²、巻地区、2件、田、15,629 m²、合計、14件で、田畑の計、70,963 m²です。</p> <p>契約期間6年は、岩室地区、4件、田、12,313 m²、中之口地区、1件、田、11,698 m²、合計、5件で、田の計、24,011 m²です。</p> <p>契約期間10年は、岩室地区、4件、田、26,814 m²、西川地区、1件、田、8,506 m²、中之口地区、3件、田、25,976 m²、巻地区、1件、田、3,280 m²、合計、9件で、田の計、64,576 m²です。以上、更新の合計は28件、田畑の計、159,550 m²です。なお、最後の1号及び2号は、利用権の移転で耕作者の変更です。</p> <p>続きまして2-2、農地中間管理事業関連について説明します。</p> <p>利用権設定の契約期間3年の区分は、巻地区、1件、田、1,023 m²です。</p> <p>契約期間6年の区分は、潟東地区、2件、田、14,415 m²です。</p> <p>契約期間10年の区分は、岩室地区、4件、田、23,094 m²、西川地区、4件、田、32,980 m²、潟東地区、3件、田、12,315 m²、中之口地区、2件、田、5,194 m²、畑、2,558 m²、計、7,752 m²、巻地区、12件、田、63,978 m²、畑、552 m²、計、64,530 m²、合計、25件で、田畑の計、140,671 m²です。以上、新規の合計は、28件、田畑の計、156,109 m²です。</p> <p>以上、一般案件及び農地中間管理事業関連、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものです。</p>
議長（農政振興部会長）	事務局の説明が終わりました。 ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。
	(意見・質問なし)
議長（農政振興部会長）	皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移りますが、委員に関する案件がありますので先議します。一般案件の10ページ、28号の案件については、関係委員10番委員の退席をお願いします。
	<関係委員 10番 堀内多計司委員 退席>

議長（農政振興部会長）	それでは、28号案件について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、承認することに決定します。 関係委員の入場を許します。
	<関係委員 10番 堀内多計司委員 入場>
議長（農政振興部会長）	それでは審議を続けます。一般案件の11ページ、3号の案件については、関係委員3番委員の退席をお願いします。
	<関係委員 3番 間宮一委員 退席>
議長（農政振興部会長）	それでは、3号案件について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、承認することに決定します。 関係委員の入場を許します。
	<関係委員 3番 間宮一委員 入場>
議長（農政振興部会長）	それでは審議を続けます。以上で委員に関する案件は終わりました。 続きまして、委員に関する案件以外について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、承認することに決定します。 なお、決定された計画は、令和4年1月17日に公告の予定です。 引き続き、報告事項に移ります。 新潟市農用地利用配分計画（案）について、事務局の報告をお願いします。
事務局（農政振興係長）	新潟市農用地利用配分計画（案）について、報告します。 利用権設定の契約期間3年の区分は、巻地区、1件、田、1,023㎡です。 契約期間6年の区分は、潟東地区、2件、田、14,415㎡です。 契約期間10年の区分は、岩室地区、4件、田、23,094㎡、西川地区、4件、田、32,980㎡、潟東地区、3件、田、12,315㎡、中之口地区、2件、田、5,194㎡、畑、2,558㎡、計、7,752㎡、巻地区、12件、田、63,978㎡、畑、552㎡、計、64,530㎡、合計、25件で、田畑の計、140,671㎡です。以上、新規の合計は、

	<p>28件、田畑の計、156,109㎡です。先ほどの議案第50号の農用地利用集積計画により、出し手から機構に貸借したもので、利用配分計画(案)を作成した内容となっています。なお、中間管理権移転の1号から4号は、耕作者を変更するものです。説明は以上です。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>事務局の報告が終わりました。 ただ今の報告にご質問はありますか。</p>
	(質問なし)
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんから質問がありませんので、事務局提案のとおり承認と決定します。 以上で農政振興部会所掌の議事は終了しました。議長を間宮会長と交代します。</p>
	<吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ>
議長(会長)	<p>増井農地部会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。 引き続き、その他の案件に入ります。事務局よりお願いします。</p>
事務局(次長)	<p>12月の会務と来年1月の業務予定について報告します。 12月の会務報告はご覧のとおりです。 16日から17日にかけては、県外視察研修ということで茨城県つくば市にある食と農の科学館や同県鉾田市にあるJA茨城の直売所等を訪問し、26名の委員の皆さんが参加されました。この時期としては天候にも恵まれ、有意義な視察研修でありました。 次に来年1月の業務予定です。 仕事始めとなる4日は会長・局長による市役所等のあいさつ回り、6日は職務代理も加わりまして、農業関係団体へのあいさつ回りを予定しております。 19日は、午後2時30分より巻地区審査委員会を開催します。その後、午後4時より農地利用最適化推進員候補者評価委員会、続いて代表者会議を開催する予定です。関係する委員の皆さんの出席をよろしくお願いいたします。会場はいずれも区役所3階の302会議室となります。 25日は、新潟市人・農地プラン検討会が開催され、土田委員が参加の予定です。 1月の調査委員会は26日に開催する予定です。今回は第4調査委員会の委員の皆さんが担当となりますので、よろしくお願いいたします。 1月の定例総会は31日に開催する予定です。時間は午後2時00分から、巻地区公民館3階小ホールでの開催となります。定例総会終了後に、午後3時頃より同じ会場で新潟県農業会議による業務推進検討会を実施する予定となりますので、引き続きの出席をお願いします。 続いて、連絡事項をいくつかお話いたします。 先ほど業務予定でお話しました1月19日に開催する予定となっております、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会及び代表者会議、2月8日に中央区ユニゾンプラザで開催が予定されております、市町村農業委員会役員等研修会の案内を関</p>

	<p>係する委員の皆さんに配付しておりますので、ご確認をお願いします。</p> <p>次に、本日皆さんに農業委員会手帳2022を配付しておりますので、日々の活動においてご活用ください。なお、例年この時期に配付しております、来年の農業委員会活動記録セットについてですが、今回は刊行が遅れるとのことで、来年の3月に配付となります。それまでは、現在使用している様式で活動記録の提出をお願いします。用紙が不足する場合は、事務局にご連絡ください。</p> <p>最後に、一覧表にはありませんが、本日お配りしました「農のかけ橋」について県農業会議より訂正の連絡がありました。2ページ目の中ほど、胎内市の会長が村松会長となっておりますが、正しくは松村会長ということになりますので、訂正をお願いしたいとのことです。私からは以上です。</p>
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。何か質問等がありますか。
	（なし）
議長（会長）	特になければ、以上をもちまして12月定例総会を終了します。

閉会時間：午後2時45分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間 宮 一

署名委員 大 島 伸 吾

署名委員 阿 部 マサ子

